

今治市 市民参画の指針（案）

目次

1. 前文、前書き	1
2. 市民参画する「市民」について	2
(1) 市民の定義	2
(2) 市民の権利や責務について	2
3. 「市の機関」について	2
(1) 市の機関の定義	2
(2) 市の機関の役割、責務	2
4. 市民参画の対象	2
(1) 市民参画の対象となる行政活動の種類	2
(2) 市民参画の対象となる行政活動の範囲基準	3
(3) 例外規定	3
5. 市民参画の手段	3
(1) 市民が情報を得る手段	3
(2) 市民が市政に意見を述べる手段	3
(3) 市民参画の実施方法	3
6. その他	3

1. 前文、前書き

どういう経緯でこの制度を作ることになったか。

どういう理念を掲げ、何を目的、目標として、何をするか。

市民参画によりどのような今治市を作ることが目的か。

<メモ>

※ 「これから生まれてくる次世代の子ども」「今治の応援者」「今治にご縁のある人」「今治を愛している人」「今治にルーツがある人」などを尊重する旨を理念として織り込んでどうか。

2. 市民参画する「市民」について

(1) 市民の定義

1. この指針において、「市民」とは、年齢・性別・国籍その他の属性に関係なく、今治市に住民登録または居住や登記等の実態があるか、今治市内に通勤・通学する者であって、今治市をより良くするために自らの意思で今治市政に参画する意思のある個人または企業・団体等をいいます。
2. 前項に該当しない場合であっても、今治市が実施する施策または事業に影響を受ける可能性のある者は、当該施策や事業に関し、市民参画の権利を有します。
3. 1 または 2 に該当する者を「市民等」といいます。

(2) 市民の権利や責務について

市民はどのような立場で市民参画するのか。どのような権利があるのか。

どのような役割を担うのか。どのような責務を負うのか。

市民参画においては、「市民が自分たちのまちの重要な事項について主体的に参加できる」ことなどを記載することが考えられる。

3. 「市の機関」について

(1) 市の機関の定義

この指針において、「市の機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会及び消防長をいいます。

(2) 市の機関の役割、責務

市が市民参画の実施について、どんな役割を担い、何をする義務があるか。

4. 市民参画の対象

(1) 市民参画の対象となる行政活動の種類

基準を定めておくべきかどうか。

定める場合はどのようなものを対象とするか。

(例)

- ア. 条例制定
- イ. 基本計画の制定
- ウ. 大規模施設の建設
- エ. その他 例外など

(2) 市民参画の対象となる行政活動の範囲基準

(例)

- ア. 対象者の範囲（人数、区域…）
- イ. 影響の多寡
- ウ. 予算規模
- エ. 予定及び実績
- オ. その他 例外など

(3) 例外規定

緊急性のあるものや、他の法令に従うものなど、例外について。

5. 市民参画の手段

どのような方法で市民参画を行うか。何通りの手段で行うか。

具体的に決めておいてもいいが、将来的に新しい情報発信・情報交換の仕組みができる可能性にも留意する。

(1) 市民が情報を得る手段

(例)

- ア. 市の機関による情報発信の義務
- イ. 市の機関による情報発信の手段
- ウ. 市の機関による情報発信の範囲

(2) 市民が市政に意見を述べる手段

(例)

- ア. 委員会や審議会の設置
- イ. アンケートやパブリックコメント
- ウ. 説明会や意見交換会
- エ. ワークショップ
- オ. その他

(3) 市民参画の実施方法

(例)

- ア. 期間、期限
- イ. 実施方法
- ウ. 留意点など

6. その他